


平成22年3月から労働者派遣事業報告書の 様式 と 報告期限 が変わります。

変更点① 様式

○ 変更内容

従来からの報告内容のうち、「6月1日現在」の状況は、**新たな様式（第11号-2様式）**でご報告いただくことになります。

 ⇨ 報告様式が1種類から2種類になります。

○ 適用

決算月が **平成22年4月** の派遣元事業主の方から適用されます。

変更点② 報告期限

○ 変更内容

従来 of 事業年度経過後「3月以内」が次のとおりとなります。

★ 労働者派遣事業報告書

年度報告（第11号様式）・・・ **事業年度経過後1月以内**

6月1日現在の状況報告（第11号-2様式）・・・ **6月30日まで**

★ 収支決算書・・・事業年度経過後3月以内（従来とおりのり）

収支決算書に替えて貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出する場合は、別紙「労働者派遣事業収支決算書（管理用）」を添付してください。

決算月が **平成22年3月** の派遣元事業主の方から適用されます。ただし、決算月が平成22年2月の派遣元事業主の方は同年4月末が報告期限となります。

◆ 決算月別の様式と報告期限 ◆

決算月別の報告様式及び報告期限は以下のとおりです（変更前は旧様式、変更後は新様式）。

決算月	労働者派遣事業報告書			収支決算書
	旧様式	新様式 (年度報告)	新様式(6月1日 現在報告)	
22年1月決算	22年4月末まで	—	「22年6月1日 現在」の状況を22年6月30日まで	22年4月末まで
22年2月決算	22年4月末まで	—		22年5月末まで
22年3月決算	22年4月末まで	—		22年6月末まで
22年4月決算	—	22年5月末まで		22年7月末まで
22年5月決算	—	22年6月末まで		22年8月末まで
22年6月以降 の決算	—	事業年度経過後1月 以内		事業年度経過後3月 以内

※ 労働者派遣事業報告書とは、労働者派遣法第23条第1項に基づき、毎年度、派遣元事業主の方から労働者派遣事業の状況を事業所ごとにご報告いただいているものです。